

領事出張サービス利用要領 《 オハイオ州コロンバス近郊 》

～ 2026年10月22日／於 Columbus 近郊, OH ～

当館では、遠隔地にお住まいの皆様への行政サービスの一環として、領事出張サービスを実施しております。今回も予約制にて、オハイオ州コロンバス近郊において、下記要領のとおり領事出張サービスを実施いたします。

実施日時 2026年10月22日（木） 8：30～13：30

会 場 400 W Wilson Bridge Rd, Worthington, OH 43085, (Ste. 110)

コロンバス日本語補習校「事務所」と同じ敷地内にある建物です。入ってすぐ左の会議室です。

（ご厚意により無料で借用します）



実施項目

- | | |
|------------------------------------|--------|
| ◇ 旅券（パスポート）の交付（事前に申請を済ませた方） | p. 1～3 |
| ◇ 旅券（パスポート）の申請（申請書類一式を会場で提出） | p. 3 |
| ◇ 在留証明、署名証明の申請 | p. 3.4 |
| ◇ 英文身分事項証明（英文の出生・婚姻・離婚・死亡証明書など）の交付 | p. 5 |
| ◇ 旅券所持証明の交付 | p. 5 |
| ◇ 国外転出者向けマイナンバーカードの交付 | p. 6 |
| ◇ 在外選挙人名簿登録の申請 | p. 7 |

申込要項

領事出張サービスを希望する方は、各締切日までに、事前申込を行ってください。事前申込なく当日来場されても、対応しかねますのでご注意ください。

来場時間は、「署名・在留証明」の申請者のみ時間指定となります。他の用件では事前にご案内メールで指定がない限り実施時間内にお越しください。

◇旅券（パスポート）の申請と交付

2025 年 3 月 24 日から、新しく人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025 年旅券」の発給が開始され、それに伴い、新旅券は日本国内で作成され当館まで配送されることになりました。このため、申請から受け取りまでは、以前よりも時間を要し、1 カ月ほどかかります。また申請受理時は交付可能日が未定となります。

このため、今後は締切日までに申請していただいても、必ず領事出張サービス会場での新旅券交付を確約できるものではないことをご了承ください。締切日までに申請し、新旅券が日本から当館に届いた通知 e メールを 2026 年 10 月 13 日までに受信した方が、対象となります。

1. 旅券の申請

領事出張サービスで新旅券を受け取るには、下記の締切日までにオンラインもしくは当館窓口にて書面申請を行ってください。必要書類は以下の青字をクリックし HP を参照してください。

[【オンライン申請の場合（出張サービスで交付）】←クリックしてください。](#)

申請締切日：**2026 年 9 月 4 日（金）オンライン申請分まで**

■旅券の電子システム上にある「**通信欄**」に、**希望する出張サービス会場と同時に申請するご家族がある場合は人数も入力してください。**

（例）「10/22 コロンバス会場を希望、家族 2 名分を同時に申請」

■申請受理後は、自動通知メール受信を確認ください。受理日と受理番号が記載されています。

■訂正・補正を依頼する必要があるケースがほとんどです。**事前に上記 HP の申請書類の 1～9 番までをよく熟読してから申請してください（18 歳未満は 4～5 番も必要です。また 6 番、7 番が添付されていないと不備となります）。**受理後 1 週間以内に補正依頼か、整っているか、いずれかの e メールを送りますので受信状況に留意ください。依頼した訂正が完了しないと、審査が進まず、発給作業も遅れることになります。

■データが整いましたら東京で旅券作成が行われ、当館に配送されます。当館にて受領しましたら申請者へ通知メールが送られます。

10 月 13 日までに交付について通知メールを受信しない場合は、後日当館でお受け取りいただくことになります。あらかじめご了承ください。

[【窓口にて書面で申請する場合（出張サービスで交付）】←クリックしてください。](#)

申請締切日：**2026 年 9 月 16 日（水）窓口申請分まで**

■来館前に E メール（または電話）にてご予約ください。

■申請を受理しますと「受理票」を窓口でお渡しします。必ず係員へコロンバス出張サービス会場で受け取り希望される旨を申し出てください。

■東京で旅券作成が行われ、当館に配送されます。届いたら交付案内メールまたは電話連絡を行います。連絡を受けていない場合は、後日当館でお受け取りいただくことになります。

【出張サービス会場にて書面で申請する場合（次回の出張サービスか当館窓口での交付）】

2026年10月15日までに、以下の情報を旅券係までEメールでお知らせください。来場予約を承り、またご持参いただく書類をご案内いたします。

- (1) 希望する出張サービス会場
- (2) 氏名
- (3) 旅券番号と有効期限
- (4) 申請者の生年月日（西暦）
- (5) 米国の滞在資格（ビザ、永住権、日米二重国籍など）

■ 現在有効な旅券をお持ちの方は、郵送申請ができません。当館窓口か、領事出張サービス会場にて書面申請を行ってください。

■ 初申請、失効後の新規申請の方でオンライン申請ができない場合は、まず旅券係へEメールにてご相談ください。

2. 新旅券の交付（受け取り）

【2026年10月13日（火）までに新旅券が当館に届いた方が対象です】

新生児も含め、旅券名義人であるご本人が旅券を受け取りに来場ください。保護者であっても代理受領はできません。当日持参するものは、当館からの交付案内メールをご覧ください。

【手数料】 出張サービスでは、事務所の外で多額の現金が集まるのを避けるため、Money Order, Company's Check, Cashier's Check のいずれかでの支払いに協力いただきます（現金での支払いは不可）。申請時に支払うことはできません。オンライン申請をした方は、通知メールにクレジットカード登録のリンクがありますが、領事出張サービス会場では電子決済は行えませんので、クレジットカード登録を行わないでください。

旅券手数料は[こちら](#)で確認いただけます。

連絡先(旅券係) Eメール： passport@dt.mofa.go.jp TEL：313-567-0120（内線 216）

◇ 在留証明、署名証明の申請（完全時間予約制です）

※ 証明業務は、原則、オハイオ州とミシガン州ご在住者が対象です。それ以外の方は、当館まで事前に

ご相談ください。

※ 令和 7 年 5 月 27 日から、「在留証明」についてオンライン申請した証明書をオンラインで受け取ることができる「e-証明書」が開始されました。詳しくは、[こちら](#)をご確認ください

1. 事前連絡 **(2026 年 10 月 9 日 締め切り)**

次の情報を当館まで E メールにてご連絡ください。申請書と当日ご持参いただくものなどの案内をお送りします。

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請予定の証明書の種類、形式、及びおおよその必要枚数
(例：署名証明 形式 2 (単独形式) を 3 通、在留証明 形式 1 を 3 通)
- (3) 日本から送られてきた署名すべき書類の有無
- (4) 用途 (例：不動産手続きのため、相続手続きのため、等)
- (5) 日中の御連絡先：電話番号および E メールアドレス
- (6) 希望の領事出張サービス会場と、来場可能な時間帯 (コロンバス会場、●時～●時の間)

連絡先(担当) E メール：shoumei@dt.mofa.go.jp TEL：313-567-0120 (内線 213)

2. 領事出張サービス当日： 申請手続き

事前に必要書類一式を用意いただき当日は指定時間にご持参の上、来場ください。原則、申請者ご本人が会場へお越しください。

3. 当館による証明書の作成、および交付

領事出張サービスで受けた申請案件は、後日、当館にて証明を作成し申請者へ送付します。発送までの所要時間は、5～10 業務日を目安としてください。遅配・不達等、当館外で発生した問題に対しては、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

なお、証明書を送付する際に使用する封筒は、申請者の方にご準備いただきます。(申請の際に、他の書類と併せてご提出ください。) 米国郵便 USPS、あるいは FedEx のいずれかでご用意いただきますが、送料は、申請者の方のご負担となります。詳細は、E メールにてご案内します。

【証明書の種類】

A. [在留証明](#): 在留証明には、2 つの形式があります。

形式 1： 日本の住民票に代わる書類としての書式 (一個人の米国での現住所のみを証明)

形式 2： 次の a や b に該当する場合などは、形式 2 の在留証明が適切かと思われます。

- a. 現住所に加え、米国内で過去に居住していた住所とその時期も記載されていることが必要な場合。(日本での受験の際、米国滞在が合計何年になるかを証明する必要がある場合など)
- b. 同居家族の氏名が記載されている証明が必要な場合。

B. 署名証明: 貼付形式と単独形式の2種類があります。

形式1（貼付形式）：委任状、契約書、遺産分割協議書など署名を必要とする書類を会場へ持参いただき、当館職員立ち会いの場で、ご本人にご署名と拇印をいただきます。これらの書類に、後日、当館事務所にて、「この書類に署名と拇印を押したのは、〇〇△△さんご本人です。当館職員がその場に立ち会い、確認しました。」という意の証明書を貼り付けたものを交付します。

形式2（単独形式）：当館から持参する所定の書式に申請人のご署名と拇印をいただき、「この署名の筆跡と拇印は、〇〇△△さんのものです。」と証明します。

◆ 身分事項証明（英文の出生・婚姻証明など）：証明書を受け取るまでの流れ

1. 申請手続き （2026年9月30日 締め切り）

[こちら](#)を参照の上、必要書類を当館までEメールに添付してお送りください。

この証明の申請には、①Eメール添付での書面申請、②オンライン申請、③e証明の申請、の3つの申請方法がありますが、出張サービスでの交付を希望する場合は、必ずEメール添付での書面申請を行ってください。（オンライン申請を行わないでください）

連絡先(担当) Eメール： shoumei@dt.mofa.go.jp TEL：313-567-0120（内線213）

2. 申請受付確認（当館からの連絡メール）

当館で申請を受け付けた旨、確認のEメールを申請者の方へ送信します。

申請書類提出から1週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り

来場日時と、持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認（当館からの連絡）」の際にご案内します。お忘れになると交付できませんのでご留意ください。

◆ 旅券所持証明：証明書を受け取るまでの流れ

1. 申請手続き （2026年9月30日 締め切り）

[こちら](#)を参照の上、必要書類一式を当館へEメールに添付して提出してください。（※件名欄には、受け取り会場を明記。例：「10月22日コロンバス会場」）

この証明の申請には、①Eメール添付での書面申請、②オンライン申請、の2つの申請方法がありますが、出張サービスでの交付を希望する場合は、必ずEメール添付での書面申請を行ってください。

(オンライン申請を行わないでください)

【注意】申請者から提出いただく旅券と査証の写しは、当館で作成する証明の裏面に転写され、旅券所持証明の一部となります。判読し難いもの、また、旅券や査証の一部が写っていないものなど、不備がないようにスキャンしてください。[当館 HP](#)を必ず確認のうえ、原寸大で最新の写しであること（見開きページに入国スタンプ印などが追加されている場合はそれも含まれているか）を十分確認ください。

連絡先(担当) E メール： shoumei@dt.mofa.go.jp TEL：313-567-0120（内線 213）

2. 申請受付確認（当館からの連絡メール）

当館で申請を受け付けた旨 E メールを申請者の方へ送信します。

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り

持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認（当館からの連絡）」の際にご案内します。忘れ物があると交付できませんのでご注意ください。

【注意】 旅券所持証明を受け取ることができるのは、申請人本人（お子様など）とご家族のみです。

◆ 国外転出者向けマイナンバーカードの交付

令和 6 年 5 月 27 日から、日本国籍の方は、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない海外在住の日本国籍の方（2015 年 10 月 5 日以降に国外転出をしている方に限る。）もマイナンバーカードをオンライン申請することが可能です。

出張サービスでは、実施日前までに日本から当館にマイナンバーカードが届いている方に限ります。申請者へは、当館から「マイナンバーカード交付等の準備ができました」というタイトルのシステム通知メール（返信不可）が配信されますので受信後に、下記の E メールアドレス宛に次の情報をお知らせください。

1. 申請者のお名前
2. 希望の出張サービス会場
3. 受取に必要な書類について、有効な日本旅券の原本と以下の中から 1 点のうち、どの書類をお持ちいただけるかをお知らせください。

（現在お持ちのマイナンバーカード、本邦の運転免許、当地の運転免許、社員証、学生証、グリーンカード、学校名記載入り各種書類、外国旅券等）

連絡先(担当) E メール： shoumei@dt.mofa.go.jp TEL：313-567-0120（内線 213）

※ お受け取りは、ご家族であっても代理受領は出来ませんので、必ず申請者全員がお越しください。

◆ マイナンバーカード申請（出張サービス会場では申請できません）

今から申請を希望する場合は、交付まで1～2カ月ほどかかるため、今回の出張サービスには間に合わない可能性があることを了承の上で、オンラインで申請を行っていただけます。現在は2015年10月5日以降に国外転出をしている方のみ対象となります。（新規の方の窓口申請期間は終了しました）

www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00618.html

ご不明な点等ございましたら、申請いただく前にEメールでお問い合わせください。

連絡先(担当) Eメール： shoumei@dt.mofa.go.jp TEL：313-567-0120（内線 213）

◆ 在外選挙登録申請の受付

2022年4月1日より、遠隔地にお住まいの方などご来館が困難な場合は、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を行っています。事前に申請書類等を電子メールか郵送にて当館に送付後、ビデオ通話を通じて本人確認及び事前に送付された申請書類等の原本確認を行うことにより、当館に来館せず在外選挙人登録申請ができます。

上記のビデオ通話での申請ではなく、出張サービスの際に申請手続きを希望の方は、下記の必要書類をEメールに添付してお送りください。

1. 事前連絡

次の情報を当館までEメールにてお知らせください。

- (1) [「在外選挙人名簿登録申請書」](#)
- (2) 日本国旅券（有効なもの）の写しコピー・米国の運転免許証の写しコピー
- (3) 現住所に3か月以上居住していることが確認できる書類を1点
（在留届を3か月以上前に当館へ提出済みの場合は不要です）
例：① 住宅賃貸契約書： 3か月以上前に契約していることが読み取れること。
② 米国運転免許証： 現住所が記載されており、発行日から3か月が経過していること。
- (4) 同居家族による代理人申請を希望する方は、事前連絡の際にその旨をお知らせください。追加書類を御案内します。

※ 海外居住期間が3か月未満でも、領事出張サービスで登録申請することは可能です。その場合は、申請書を当館で一旦お預かりし、3か月の居住要件を満たした後に、手続きを進めることになります。

連絡先（担当） Eメール： senkyo@dt.mofa.go.jp Tel: 313-567-0120（内線 215）

2. 申請受付確認（当館からの連絡メール）

当館で申請を受け付けた旨 E メールを申請者の方へ送信します。

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での本人確認

当日ご来場いただき、本人確認させていただいた後、後日、申請書をそれぞれの選挙管理委員会に送付し、お手続きします。在外選挙人証がお手元に届くまで、約 1～2 か月ほどかかります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。